

会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の 地位・待遇改善を求める意見書

平成 28 年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で 64 万人とされ、いまや自治体職員の 3 人に 1 人が臨時・非常勤職員である。職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっている。

こうした状況を受け、平成 29 年 5 月 11 日には地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たに「会計年度任用職員」制度が導入されるなど、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇が求められている。

平成 32 年 4 月の法施行に向けて、各自治体においては、任用実態の調査、把握のほか、関係条例・規則等の改正や新たな予算の確保などが必要になっており、行政サービスの質と量の維持や、臨時・非常勤職員の待遇改善、任用の安定の観点から、下記のことを措置されるよう強く要望する。

記

- 1 各自治体に対し、会計年度任用職員制度の周知徹底を図るとともに、更なる実態把握に向けて、必要な調査を行うこと。
- 2 会計年度任用職員制度に必要な財源については、地方財政計画に反映させるなど、確実に確保すること。また、自治体が運営する地方公営企業に任用される職員もその対象とすること。
- 3 人材確保や任用の安定の観点から、引き続き、制度の安定的運用に向けて検討を重ねること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 11 日

群馬県北群馬郡榛東村議会
議 長 南 千 晴

提出先 衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣